

【1995年1月23日】労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱について(諮問書、要綱)

労働者災害補償保険審議会

労働省発表
平成7年1月23日

労働省労働基準局労災管理課

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱の諮問について

労働者災害補償保険制度の改善については、昨年12月、労働者災害補償保険審議会(会長 萩澤 清彦 中央労働委員会会長)から建議をいただいたところであるが、労働省においては、その中で法律改正を必要とする事項について労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱(別紙)をとりまとめ、本日、労働者災害補償保険審議会に諮問した。

労働省としては、当該法律案要綱につき、1月27日に社会保障制度審議会に諮問することを予定しており、それぞれの審議会において了承を得られ次第、法律案を作成し、今通常国会に提出する予定である。

労働者災害補償保険審議会

別紙「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」について貴会の意見を求める。

平成7年1月23日
労働大臣 浜本 万三

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

一 年金たる保険給付の支払期月の改善

年金たる保険給付の支払期月を二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回とするものとする。

二 給付内容等の改善

(一) 介護補償給付の創設

イ 障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、これら年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（ただし、身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間又は病院若しくは診療所に入院している間を除く。）当該労働者に対し、その請求に基づいて介護補償給付を支給するものとする。

ロ 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常介護に要する費用を考慮して労働大臣が定めるものとする。

ハ 介護補償給付を受ける権利は、二年を経過したとき、時効により消滅するものとする。

(二) 遺族補償年金の給付内容等の改善

イ 遺族補償年金を受けることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者とするものとする。

ロ 遺族補償年金の額を、遺族補償年金の受給権者及びその者と同一生計の遺族の人数の区分に応じて、次の表に定めるとおり引き上げるものとする。ただし、遺族の人数が一人の場合については、現行どおりとするものとする。

遺族人数	年金額
二人	給付基礎日額の 201 日分（現行 193 日分）
三人	給付基礎日額の 223 日分（現行 212 日分）
四人以上	給付基礎日額の 245 日分（現行 230 日分）

(三) 通勤災害に関する保険給付についても(一)及び(二)と同様の改善を行うものとする。

三 労働福祉事業の改善

労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことができるものとする。

四 特別加入制度の改善

国内の事業主が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、特別加入者の範囲に加えるものとする。

五 罰則の適正化

罰金額について所要の引上げを行うものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- 一 メリット制（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）の特例の適用
労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであって、特例を受けようとする旨を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度における事業場ごとの災害率による保険料の増減幅を、百分の四十五（現行百分の四十）とする特例を適用するものとする。

二 保険料の申告及び納期限の延長

労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の初日（保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日。）から五十日以内に延長するものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日等

この法律は、平成八年四月一日から施行するものとする。ただし、次の内容は次のとおり施行するものとする。

- （一） 第一の二の（二）の口、三及び五の改正内容 平成七年八月一日
- （二） 第一の一の改正内容 平成八年十月一日
- （三） 第二の一の改正内容 平成九年三月三十一日
- （四） 第二の二の改正内容 平成九年四月一日

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法について所要の整備を行うものとする。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の概要

第1 労働者災害補償保険法の一部改正

- 1 年金たる保険給付の支払期月の改善

現行	改正案
年金たる保険給付の支払期月は、2月、5月、8月及び11月の年4回となっている。	年金たる保険給付の支払期月を、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回とする。 (施行期日)平成8年10月1日

2 給付内容等の改善

(1) 介護補償給付の創設

現行	改正案
<p>障害補償年金又は傷病補償年金1級の者のうち、じん肺、せき損等の著しい障害により常に介護を必要とする労働者に対して、労働福祉事業として、介護料が支給されている。</p> <p>(支給対象者及び支給額 平成7年度) 支給対象者障害補償年金又は傷病補償年金1級の者のうち、精神神経障害及び胸腹部臓器障害 主に、じん肺、せき損 により常に介護を必要とし、現に自宅において介護を受けている者 支給額上限額 104,180円 一律定額 56,550円</p>	<p>障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害で労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、常時又は随時介護を受けている労働者に対して、その介護を受けている間(ただし、身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間又は病院若しくは診療所に入院している間を除く。)、保険給付として、介護補償給付を支給する。</p> <p>(支給対象予定者及び支給額 平成8年度) 障害補償年金又は傷病補償年金1級の者のうち常時介護を要する者支給額は、左の現行の介護料の支給額を賃金の動向等を踏まえてスライドさせた額 障害補償年金又は傷病補償年金1級の者及び2級の者(精神神経障害及び胸腹部臓器障害の者 主に、じん肺、せき損 に限る。)のうち随時介護を要する者支給額は、上記の額の1/2 (施行期日)平成8年4月1日</p>

(参考)

障害補償給付の障害等級表

障害等級	身体障害
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両眼が失明したもの ・そしゃく及び言語の機能を廃したものの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ・一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ・両眼の視力が0.02以下になったもの ・両上肢を腕関節以上で失ったもの ・両下肢を足関節以上で失ったもの

(2) 遺族補償年金の給付内容等の改善

現行		改正案			
<p>遺族補償年金を受けられることができる子等の範囲遺族補償年金を受けられることができる子等の範囲は満 18 歳に達するまでの間にある者とされている。</p> <p>遺族補償年金の額遺族補償年金の額は遺族補償年金の受給権者及びその者と同一生計の遺族の人数の区分に応じて以下のとおりである。</p>		<p>遺族補償年金を受けられることができる子等の範囲遺族補償年金を受けられることができる子等の範囲を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者とする。</p> <p>(施行期日)平成 8 年 4 月 1 日</p> <p>遺族補償年金の額遺族補償年金の額を遺族補償年金の受給権者及びその者と同一生計の遺族の人数の区分に応じて以下のとおりとする。</p>			
遺族の人数		年金額			
1 人	次の 以外の場合	給付基礎日額の 153 日分	1 人	次の 以外の場合	給付基礎日額の 153 日分
	当該遺族が 55 歳以上又は一定の障害の状態にある妻である場合	給付基礎日額の 175 日分		当該遺族が 55 歳以上又は一定の障害の状態にある妻である場合	給付基礎日額の 175 日分
2 人		給付基礎日額の 193 日分	2 人		給付基礎日額の 201 日分
3 人		給付基礎日額の 212 日分	3 人		給付基礎日額の 223 日分
4 人		給付基礎日額の 230 日分	4 人以上		給付基礎日額の 245 日分
5 人以上		給付基礎日額の 245 日分	(施行期日)平成 7 年 8 月 1 日		

(注)通勤災害に関する保険給付についても、(1)及び(2)と同様の改善を行う。

3 労働福祉事業の改善

現行	改正案
<p>労災保険法第 23 条の規定において、労働福祉事業として行うことができる事業が定められているが、被災労働者の受ける介護の援護については明記されていない。</p>	<p>労災保険法第 23 条の規定において、労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことができることを明記する。</p> <p>(施行期日)平成 7 年 8 月 1 日</p>

(参考) 労災保険法第 23 条(労働福祉事業)の規定

政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業

四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、労働省令で定める。

政府は、第1項の労働福祉事業のうち、労働福祉事業団法第19条第1項第1号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

4 特別加入制度の改善

現行	改正案
国内の事業主が、国外において、事業を行う事業主として派遣する者は、海外派遣特別加入者の範囲に含まれていない。	国内の事業主が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、海外派遣特別加入者の範囲に加える。(「労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業を行う事業主」は、次のように定められている。) 以外の事業主 300人以下 金融業若しくは保険業、不動産業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主 50人以下 卸売業を主たる事業とする事業主 100人以下 (施行期日)平成8年4月1日

(参考) 海外派遣特別加入制度の加入対象者

海外派遣者として特別加入することができるのは、次の者である。

国際協力事業団等の開発途上地域に対する技術協力の実施の事業(有期事業を除く。)を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者

日本国内で行われる事業(有期事業を除く。)から派遣されて海外支店、工場、現地法人、海外の提携先企業等の海外で行われる事業に従事する労働者

5 罰則の適正化

現行	改正案
事業主等に対する罰則の罰金額は5万円以下、事業主等以外に対する罰則の罰金額は3万円以下となっている。	事業主等に対する罰則の罰金額を30万円以下に、事業主等以外に対する罰則の罰金額を20万円以下に引き上げる。 (施行期日)平成7年8月1日

第2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

1 メリット制(事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度)の特例

現行	改正案																																																																								
<p>現行のメリット制においては、収支率に応じて労災保険料率を増減させる範囲は 40/100 となっている。</p> <p>(現行の継続事業のメリット労災保険率の増減幅)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メリット収支率</th> <th>メリット増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10%以下のもの</td><td>40%減ずる</td></tr> <tr><td>10%を超え 20%までのもの</td><td>35%減ずる</td></tr> <tr><td>20%を超え 30%までのもの</td><td>30%減ずる</td></tr> <tr><td>30%を超え 40%までのもの</td><td>25%減ずる</td></tr> <tr><td>40%を超え 50%までのもの</td><td>20%減ずる</td></tr> <tr><td>50%を超え 60%までのもの</td><td>15%減ずる</td></tr> <tr><td>60%を超え 70%までのもの</td><td>10%減ずる</td></tr> <tr><td>70%を超え 75%までのもの</td><td>5%減ずる</td></tr> <tr><td>85%を超え 90%までのもの</td><td>5%増加する</td></tr> <tr><td>90%を超え 100%までのもの</td><td>10%増加する</td></tr> <tr><td>100%を超え 110%までのもの</td><td>15%増加する</td></tr> <tr><td>110%を超え 120%までのもの</td><td>20%増加する</td></tr> <tr><td>120%を超え 130%までのもの</td><td>25%増加する</td></tr> <tr><td>130%を超え 140%までのもの</td><td>30%増加する</td></tr> <tr><td>140%を超え 150%までのもの</td><td>35%増加する</td></tr> <tr><td>150%を超えるもの</td><td>40%増加する</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 網かけ部分が、特例により、メリット増減幅が拡大される部分である</p>	メリット収支率	メリット増減率	10%以下のもの	40%減ずる	10%を超え 20%までのもの	35%減ずる	20%を超え 30%までのもの	30%減ずる	30%を超え 40%までのもの	25%減ずる	40%を超え 50%までのもの	20%減ずる	50%を超え 60%までのもの	15%減ずる	60%を超え 70%までのもの	10%減ずる	70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	85%を超え 90%までのもの	5%増加する	90%を超え 100%までのもの	10%増加する	100%を超え 110%までのもの	15%増加する	110%を超え 120%までのもの	20%増加する	120%を超え 130%までのもの	25%増加する	130%を超え 140%までのもの	30%増加する	140%を超え 150%までのもの	35%増加する	150%を超えるもの	40%増加する	<p>労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じた場合には、当該事業主の申告により、収支率に応じて労災保険率を増減させる範囲を 45/100 とする特例を適用する。(「労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主」は次のように定める予定である。)</p> <p>以外の事業主 300 人以下 金融業若しくは保険業、不動産業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主 50 人以下 卸売業を主たる事業とする事業主 100 人以下</p> <p>(特例による継続事業のメリット労災保険率の増減幅は次のように定める予定である。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メリット収支率</th> <th>メリット増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5%以下のもの</td><td>45%減ずる</td></tr> <tr><td>5%を超え 10%までのもの</td><td>40%減ずる</td></tr> <tr><td>10%を超え 20%までのもの</td><td>35%減ずる</td></tr> <tr><td>20%を超え 30%までのもの</td><td>30%減ずる</td></tr> <tr><td>30%を超え 40%までのもの</td><td>25%減ずる</td></tr> <tr><td>40%を超え 50%までのもの</td><td>20%減ずる</td></tr> <tr><td>50%を超え 60%までのもの</td><td>15%減ずる</td></tr> <tr><td>60%を超え 70%までのもの</td><td>10%減ずる</td></tr> <tr><td>70%を超え 75%までのもの</td><td>5%減ずる</td></tr> <tr><td>85%を超え 90%までのもの</td><td>5%増加する</td></tr> <tr><td>90%を超え 100%までのもの</td><td>10%増加する</td></tr> <tr><td>100%を超え 110%までのもの</td><td>15%増加する</td></tr> <tr><td>110%を超え 120%までのもの</td><td>20%増加する</td></tr> <tr><td>120%を超え 130%までのもの</td><td>25%増加する</td></tr> <tr><td>130%を超え 140%までのもの</td><td>30%増加する</td></tr> <tr><td>140%を超え 150%までのもの</td><td>35%増加する</td></tr> <tr><td>150%を超え 155%までのもの</td><td>40%増加する</td></tr> <tr><td>155%を超えるもの</td><td>45%増加する</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 網かけ部分が、特例により、メリット増減幅が拡大される部分である。</p> <p>(施行期日)平成 9 年 3 月 31 日。</p> <p>ただし、平成 8 年度以後講じられた労働省令で定める措置について適用する。</p>	メリット収支率	メリット増減率	5%以下のもの	45%減ずる	5%を超え 10%までのもの	40%減ずる	10%を超え 20%までのもの	35%減ずる	20%を超え 30%までのもの	30%減ずる	30%を超え 40%までのもの	25%減ずる	40%を超え 50%までのもの	20%減ずる	50%を超え 60%までのもの	15%減ずる	60%を超え 70%までのもの	10%減ずる	70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	85%を超え 90%までのもの	5%増加する	90%を超え 100%までのもの	10%増加する	100%を超え 110%までのもの	15%増加する	110%を超え 120%までのもの	20%増加する	120%を超え 130%までのもの	25%増加する	130%を超え 140%までのもの	30%増加する	140%を超え 150%までのもの	35%増加する	150%を超え 155%までのもの	40%増加する	155%を超えるもの	45%増加する
メリット収支率	メリット増減率																																																																								
10%以下のもの	40%減ずる																																																																								
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる																																																																								
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる																																																																								
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる																																																																								
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる																																																																								
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる																																																																								
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる																																																																								
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる																																																																								
85%を超え 90%までのもの	5%増加する																																																																								
90%を超え 100%までのもの	10%増加する																																																																								
100%を超え 110%までのもの	15%増加する																																																																								
110%を超え 120%までのもの	20%増加する																																																																								
120%を超え 130%までのもの	25%増加する																																																																								
130%を超え 140%までのもの	30%増加する																																																																								
140%を超え 150%までのもの	35%増加する																																																																								
150%を超えるもの	40%増加する																																																																								
メリット収支率	メリット増減率																																																																								
5%以下のもの	45%減ずる																																																																								
5%を超え 10%までのもの	40%減ずる																																																																								
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる																																																																								
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる																																																																								
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる																																																																								
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる																																																																								
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる																																																																								
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる																																																																								
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる																																																																								
85%を超え 90%までのもの	5%増加する																																																																								
90%を超え 100%までのもの	10%増加する																																																																								
100%を超え 110%までのもの	15%増加する																																																																								
110%を超え 120%までのもの	20%増加する																																																																								
120%を超え 130%までのもの	25%増加する																																																																								
130%を超え 140%までのもの	30%増加する																																																																								
140%を超え 150%までのもの	35%増加する																																																																								
150%を超え 155%までのもの	40%増加する																																																																								
155%を超えるもの	45%増加する																																																																								

(参考) メリット収支率の算定方法

メリット収支率

$$= \frac{\text{基準となる 3 月 31 日以前 3 年間の業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額}}{\text{基準となる 3 月 31 日以前 3 年間の業務災害に関する保険料の額}} \times \text{調整率} \times 100$$

2 保険料の申告及び納期限の延長

現行	改正案
労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限は保険年度の初日(保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日)から 45 日以内とされている。	労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の初日(保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日)から 50 日以内に延長する。 (施行期日)平成 9 年 4 月 1 日